

## 1. 調査目的

除雪機械に係る整備需要、整備要員の状況等、実態を把握し、除雪機械整備業の持続的発展に資する基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査方法

北陸地方整備局管内において除雪機械の整備を実施している31社を対象に、令和5年度の実態並びに比較対象として概ね5年前(平成30年度頃)の実態をアンケート形式で調査した。

その結果、18社(回答率 58%)、23事業場(道路運送車両法第78条第1項地方運輸局の認証を受けた工場)から回答があった。

なお、アンケート調査の内容及びデータ整理、分析は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が実施する「自動車特定整備業実態 調査票」、同会発行の「自動車整備白書」を参考とした。

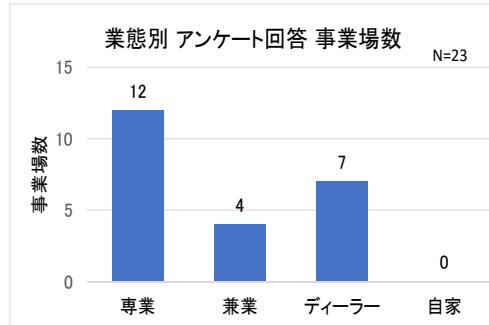


図-1 アンケート回答事業場(業態別)

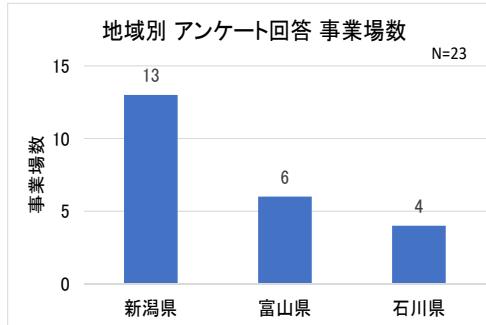


図-2 アンケート回答事業場(地域別)

## Q3. 整備関係従業員数等(事業場毎)

整備要員の推移を把握するため、概ね5年前及び令和5年度末の従業員数を記入してください。

区分	〔概ね5年前〕 □平成 □令和 年度			令和5年度末(令和6年3月31日現在)		
	総人員	うち		総人員	うち	
		一級整備士	二級整備士		一級整備士	二級整備士
1. 整備要員(工員)	百十人	百十人	百十人	百十人	百十人	百十人
うち外国人技能実習者	人	人	人	人	人	人
2. その他の人員	人	人	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人	人	人

注1) 整備要員(工員)は、整備主任者、自動車検査員、鍛金・塗装・電装工を含めてください。

注2) 整備作業を実施していれば、経営者(役員)や無資格の工員も整備要員(工員)に含めてください。

注3) 複数の整備士資格を持っている場合は、最上級の資格欄又はいずれかの種別欄に記入してください。

注4) その他の人員は、営業・保険・事務など整備以外にのみ従事する者を記入してください。

注5) □枠内の各年度の人員数は、Q3-1、Q3-2の□枠内の各年度の人員数と同数となります。

図-3 アンケート調査票(抜粋)

## 3. 需要側面

### 3.1 整備入庫台数

事業場における作業量(整備量)を把握する指標として、1年間における延べ入庫台数を調査した。

令和5年度の1事業場あたりの整備入庫台数は1,642台で、平成30年度に對して63台、4.0%増加している。そのうち、除雪機械の入庫台数は、平成30年度が266台、令和5年度が261台で、若干減少している。

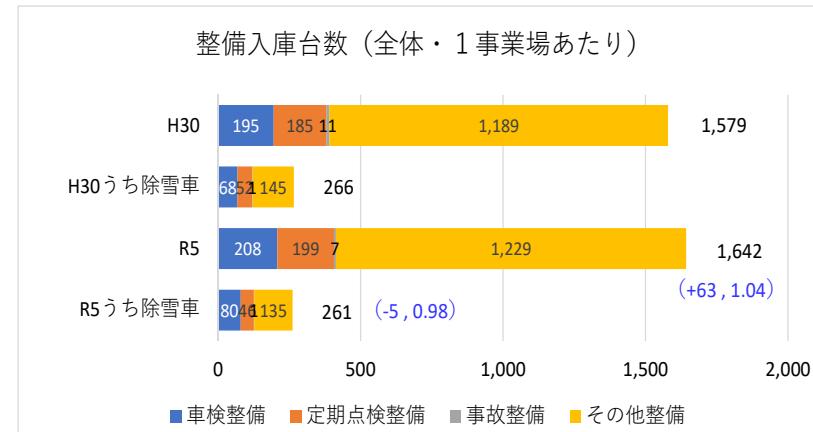


図-4 整備入庫台数(1事業場あたり)

### 3.2 除雪機械台数

各事業場が整備する除雪機械の台数を調査した。

令和5年度の1事業場あたり整備対象除雪機械台数は103.5台で、平成30年度に對して12.8台、14.1%増加している。

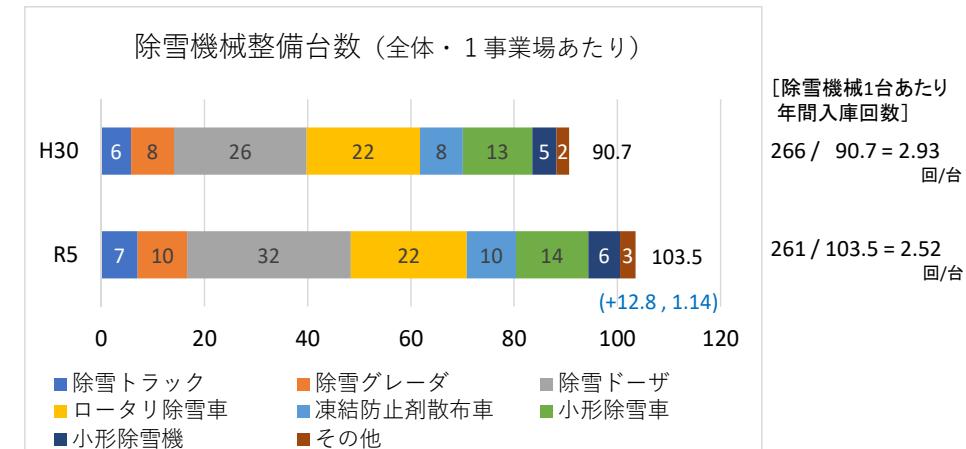


図-5 整備対象除雪機械台数(1事業場あたり)

#### 4. 供給側面

##### 4.1 整備関係従業員及び整備要員数

整備に関わる労働力を把握するため、整備関係従業員(整備要員及び営業・保険・事務など整備以外に従事する者の合計)及び整備要員(整備に従事する者)数を調査した。

###### (1) 整備関係従業員

令和5年度の1事業場あたりの整備関係従業員数は22.6人で、平成30年度の22.2人に対して0.4人、1.8%増加している。

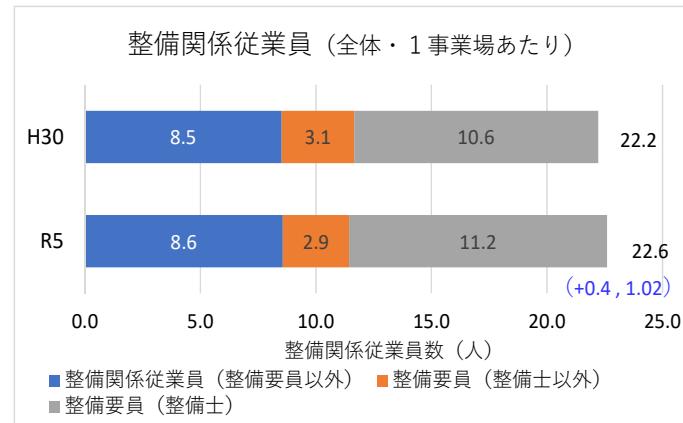


図-6 整備関係従業員数 (1事業場あたり)

###### (2) 整備要員

令和5年度の1事業場あたりの整備要員数は14.0人で、平成30年度の13.7人に対して0.3人、2.2%増加している。

入庫台数の増加率(+4.0% (図-4))が、整備要員数の増加率(+2.5%)を上回っていることから、整備要員1人あたりの負担が増加していることが思慮される。

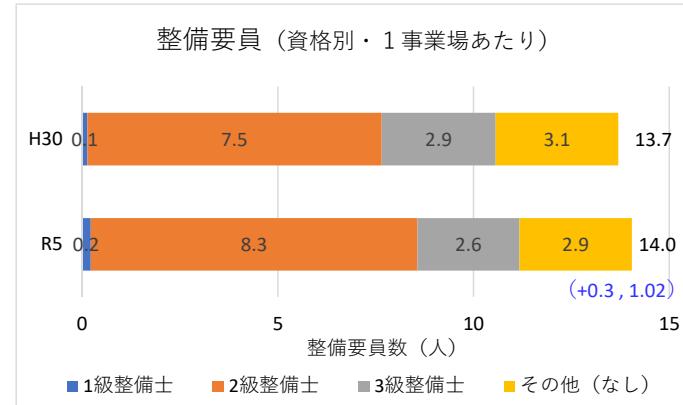


図-7 整備要員数 (資格別・1事業場あたり)

##### 4.2 整備要員平均年齢

整備要員の年齢構成を調査した。

令和5年度の平均年齢(推定値)は44.3歳で、平成30年度の平均年齢(推定値)42.7歳に対して1.6歳上昇している。

業態別では、専業の平均年齢が最も高く、続いて兼業、ディーラーが最も若い。この傾向は自動車特定整備業(全国)とも一致している。

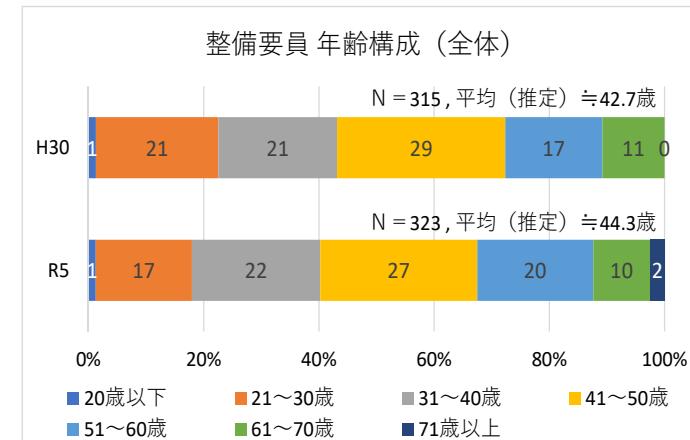


図-8 整備要員の年齢構成 (全体(23事業場))

##### 4.3 整備要員経験年数

整備要員の整備作業経験年数を調査した。

令和5年度の平均経験年数(推定値)は17.8年であり、平成30年度の平均経験年数(推定値)17.1年に対して0.7年増加している。

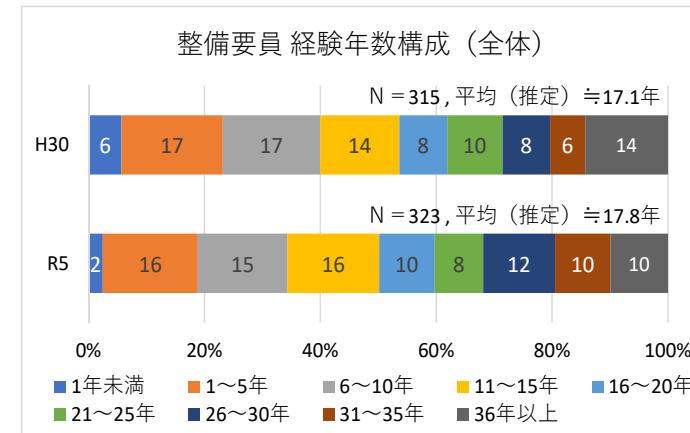


図-9 整備要員の経験年数構成 (全体(23事業場))

## 5. 労働環境

整備に関する労働力の確保と労働環境を把握するため、時間外労働時間、月間休日数を調査した。

### 5.1 時間外労働時間

令和5年度における整備要員の時間外労働時間は年間平均18.6時間／月である。冬期間(11月～3月)に限定した時間外労働時間は23.1時間／月で、年間平均より多い。平成30年度との比較では、年間平均、冬期間ともわずかに増加している。

業態別では、専業、兼業とも時間外労働時間が減少傾向にあるのに対して、ディーラーの時間外労働時間は、年間平均、冬期間ともに増加し、かつ、他業態を上回っている。入庫台数の増加率が整備要員数の増加率を上回っていることが、時間外労働時間の増加の要因と考えられる。

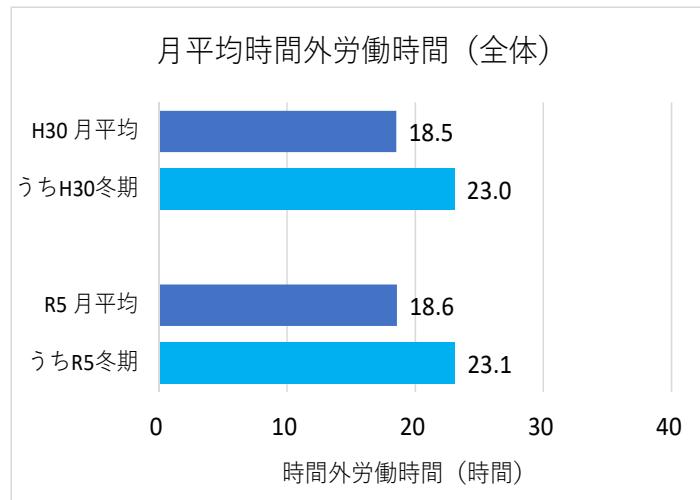


図-10 整備要員の時間外労働時間 (全体(23事業場))

### 5.2 月休日数

月間の休日数は、シーズン毎に整備量に増減があり、各事業場ではそれに応じて休日を設定している。

令和5年度における月間休日数は、23事業場の平均で、通常期(主に春期から夏期)は7.0日／月、繁忙期(主に秋期)は6.7日／月、雪寒期(主に冬期)は6.8日／月である。平成30年度との比較では、いずれの期間においても休日数は増加しており、年間を通じて4週7休に近い休日数となっている。

業態別では、専業及び兼業の休日数の増加が顕著である。一方、ディーラーは平成30年度の段階で4週8休を導入している事業場が多数あり、増加の程度は低い。

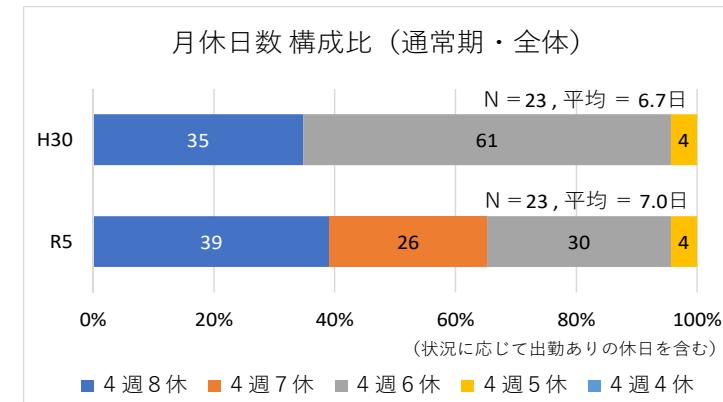


図-11 月休日数 事業場割合 (通常期・全体(23事業場))

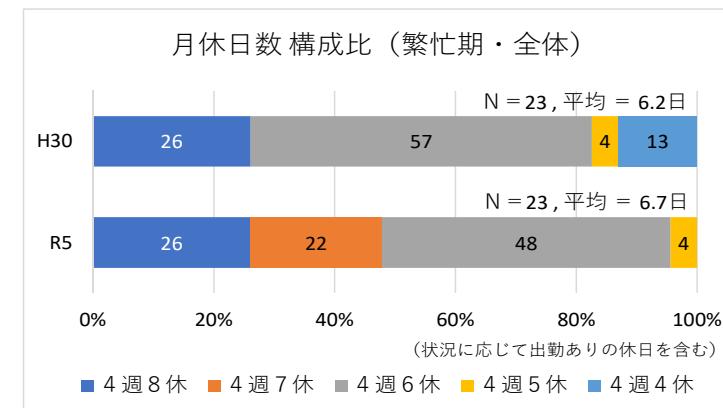


図-12 月休日数 事業場割合 (繁忙期・全体(23事業場))

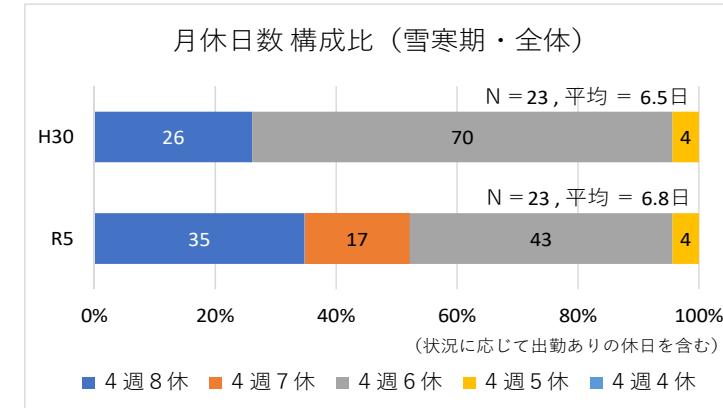
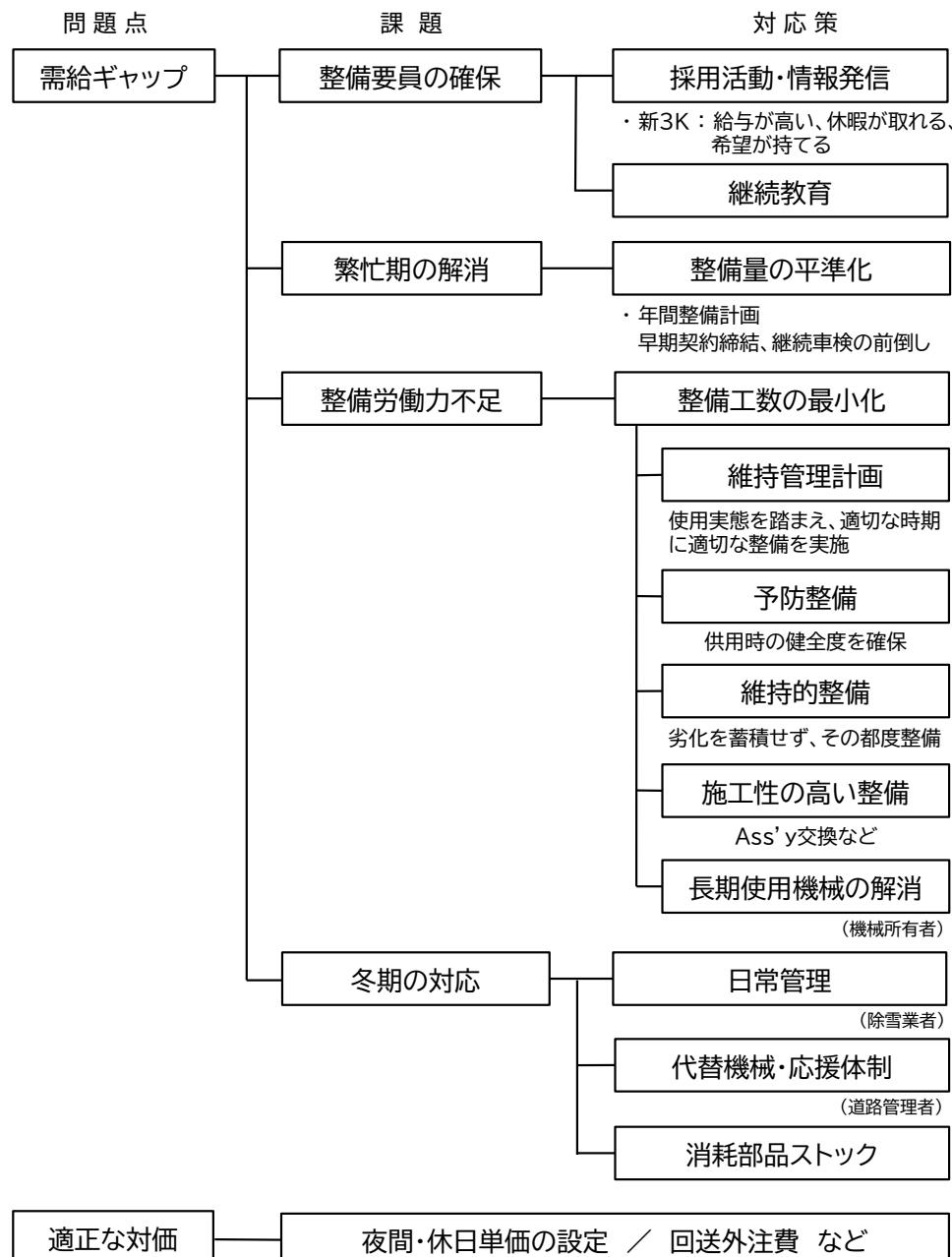


図-13 月休日数 事業場割合 (雪寒期・全体(23事業場))

## 6. 意見・要望

除雪機械整備に関する各種の意見・要望等を調査した。

寄せられた意見・要望から、課題と対応策を下記のとおり整理する。



## 7. 実態調査のまとめ

## (1) 需給の状況

- ・入庫台数は微増ながら増加傾向(1,040／5年)
- ・整備の供給力となる整備要員数は維持している状態(1,025／5年)
- ・少子高齢化、人口減少社会の中、整備要員の高齢化(+1.6歳／5年)、若年入職者の割合の低下は、他産業と同様の傾向を示す。

## (2) 就業環境

- ・時間外労働時間は、業態によってバラツキはあるものの、月平均時間外労働時間は、わずかに増加(+0.1時間／5年)
- ・働き方改革の推進等により、月休日数は増加傾向(+0.35日／5年)
- ・今後は増加の余地を残す専業及び兼業事業場における休日数の増加が期待される。

## (3) 短期的な取り組み

- ・繁忙期の解消が急務であり、整備量を平準化することでピークを解消し、労働力不足の改善を図っていく必要がある。

## (4) 近い将来想定される整備人材の減少に対して

- ・維持的整備及び予防整備の実施による整備工数の最小化、適切な日常管理、除雪機械の早期更新や代替機械の拡充配備等により、限りある整備労働力を効率的に運用する各種取り組みを着実に実施していくことが重要。

## (5) 人材確保

- ・いわゆる新3K(給与、休暇、希望)に代表される労働条件、労働環境の改善、誇り、魅力、やりがいや成長を醸成する職場環境の形成が重要。

【参考①】業態 専業：自動車整備の売上高が総売上高の50%を超える事業場

兼業：兼業部門(自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等)の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場(ディーラーを除く)

ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場

【参考②】(一社)日本自動車整備振興会連合会 令和5年度 自動車特定整備業実態調査(抜粋)

	H30	R5	増減
整備関係従業員数	535,418人	554,307人	+3.53%
整備要員数	399,374人	399,770人	+0.10%
1事業所あたりの整備要員数	4.35人	4.35人	±0
保有車両数(3月末)	81,563千台	82,451千台	+1.09%
整備要員平均年齢(全業態)	45.3歳	47.2歳	+1.9歳
〃(専業)	50.8歳	52.7歳	+1.9歳
〃(兼業)	46.3歳	48.5歳	+2.2歳
〃(ディーラー)	35.3歳	37.0歳	+1.7歳
			15.7歳差 (R5)

【参考③】時間外労働時間の上限規制 施行年月(労働基準法)

大企業:2019(R1).4 中小企業:2020(R2).4 猶予業種:2024(R6).4